

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

平成30年1月9日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

島根支部契約担当役支部長 大屋 健一

1 企画競争に付する事項

- (1) 件名 生産性向上支援訓練（生産現場の問題解決）実施業務
- (2) 規格等 企画競争説明書のとおり

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成30年1月23日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。
- (5) 平成30年1月23日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。
- (6) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に定めるところの破壊的団体及びその構成員でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定めるところの風俗営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務従事者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 法人格を有していること。
- (10) 国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人でないこと（国公立大学にあっては、この限りではない。）。
- (11) 事業を適切に運営できる事務運営体制として、契約締結から業務完了までの間、機構島根支部島根職業能力開発促進センター（以下「センター」という。）及び利用事業主等（生産性向上支援訓練の利用者となる企業・事業主団体をいう。以下同じ。）

との連絡調整等に常時対応する窓口として、事務担当者を1名以上配置していること。

なお、講師が事務担当者を兼務することは認められないこと。

(12) 企画書提出期限から遡って1年以内に、仕様書の別紙3「カリキュラム概要」に関連した内容の職業訓練（OFF-JT で実施される職業能力の開発及び向上の促進のための訓練をいう。）を、自社従業員以外の者に対して1コース以上実施した実績を有する者であること。

(13) 仕様書の別紙3「カリキュラム概要」を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有し、仕様書の6（4）に定める要件を満たす講師が確保できる者であること。

(14) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。

イ 教材等の著作権法（昭和45年法律第48号）違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明した日から2年を経過していないもの

ロ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、業務を委託することが相応しくないと機構島根支部契約担当役支部長（以下「当支部契約担当役」という。）が判断した者又は判断する者

ハ 利用事業主等

ニ 利用事業主等の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。）である者（利用事業主等又は受託希望者が事業主団体である場合は、この限りではない。）

ホ 生産性向上支援訓練の実施に当たり、センターからの指示に適切に従わなかったことがある者

ヘ 生産性向上支援訓練の受講者又は利用事業主等からの苦情や要望等に適切に対応しなかったことがある者

ト その他業務委託先として適性を欠くと当支部契約担当役が判断した者又は判断する者

(15) 本業務を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際は、個人の権利、利益を侵害することがないような管理・運営を行うことができる機関であること。

3 契約候補者の選定方法

企画競争説明書に基づき提出された企画書について評価を行い、契約候補者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

(1) 日時 平成30年1月9日（火）から平成30年1月23日（火）まで

上記期間の土・日祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。（最終日は午後3時まで）

なお、電子メールにて企画競争説明書の送付を希望する場合は、会社名、担当者名及び電話番号を記入の上、shimane-shibu01@jeed.or.jp（全て半角）あて送信すること。

※ 電子メールの件名は「生産性訓練（生産現場の問題解決）に係る企画競争説明書の送付依頼」とすること。

※ 電子メール送信後は、必ず下記（2）へ電話し、受信を確認すること。

- (2) 場所 島根県松江市東朝日町 267
島根支部総務課経理係
TEL：0852-31-2800
FAX：0852-31-2164

- (3) 持参するもの 受領者の名刺

5 企画競争説明書等に対する質問の受付及び回答

- (1) 企画競争説明書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面（A4版、様式は自由）により提出すること。

- ① 受付期間 平成30年1月9日（火）から平成30年1月17日（水）午後4時まで。

持参する場合は、上記期間の土日祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

- ② 提出場所 上記4（2）に同じ

- ③ 提出方法 書面は持参、郵送（書留郵便等発送履歴が残る方法によること。）、FAX又は電子メールにより提出すること（上記①の期間内に必着のこと。）。

※ FAX又は電子メールにより送信する場合は、送信後、必ず上記4で指定した場所に電話し、受信を確認すること。

※ FAX又は電子メールの件名は「生産性訓練（生産現場の問題解決）実施業務に関する質問」とすること。

- (2) 上記（1）の質問に対する回答書は、上記4の担当からFAX又は電子メールにより、平成30年1月18日（木）に企画競争説明書受領者全員に回答する予定であること。
なお、質問書受付期限までに質問書の提出が一切ない場合は、回答の送付は行わないものとする。

- (3) 企画書提出後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

6 企画書の提出期限等

- (1) 提出期限 平成30年1月23日（火）午後3時
(2) 提出先 上記4（2）に同じ。
(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、島根支部契約担当役支部長あて、書留郵便等発送履歴が残る方法によることとし、上記（1）の提出期限必着とすること。

7 企画書の無効

本公告に示した業者選定参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書は、無効とする。

8 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成する。

また、本企画競争に関し、契約候補者との契約の締結に当たり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に定める談合等の不正行為の事実が判明した場合の契約の解除及び違約金に関する条項を定めることとしていること。

9 その他

詳細は、企画競争説明書による。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人与契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。